

統合脅威管理サービス“WatchGuard 仮想 UTM” ご利用規約 改訂のお知らせ

平素より bit-drive サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、「統合脅威管理サービス“WatchGuard 仮想 UTM” ご利用規約」を、下記のとおり変更することといたしましたのでご案内申し上げます。

改訂日

2021年07月28日(水)

改訂の内容

改訂する利用規約：「統合脅威管理サービス“WatchGuard 仮想 UTM” ご利用規約」

ログ保管期間 30 日延長オプションについての記述を追加しました。

実際の訂正箇所は以下の通りです。

第5条(その他)

1. 「マネージドクラウドサービス利用基本規約」第9条（料金及び支払い）第2項の定めにかかわらず、統合脅威管理サービス“WatchGuard 仮想 UTM”の料金については、利用契約の開始日の属する月の翌月の初日から起算して、統合脅威管理サービス“WatchGuard 仮想 UTM”に係る利用契約の解約又は解除があった日の属する月の末日までの期間について支払うものとします。
2. “ログ保管期間 30 日延長オプション”を契約されている場合、“ログ保管期間 30 日延長オプション”の最低利用期間は、利用契約の開始日から1年間とします。なお、契約者から弊社に対して、当該期間満了月の2ヶ月前までに解約の通知がない場合、当該期間満了日の翌日から1年間を新たな最低利用期間とし、以降も同様とします。
3. “ログ保管期間 30 日延長オプション”の最低利用期間の途中で、契約者が“ログ保管期間 30 日延長オプション”の利用契約を解約する場合、又は弊社による当該利用契約の解除があった場合、契約者は、弊社が指定する日までに、弊社に違約金として、最低利用期間中に月額利用料金を支払っていない期間の月額利用料金の総額を支払わなければならないものとします。

ご不明な点等ございましたら、弊社営業担当または下記インフォメーションセンターまで
ご連絡頂きますようお願い申し上げます。

今後とも bit-drive サービスをご愛顧いただきますよう、よろしく申し上げます。